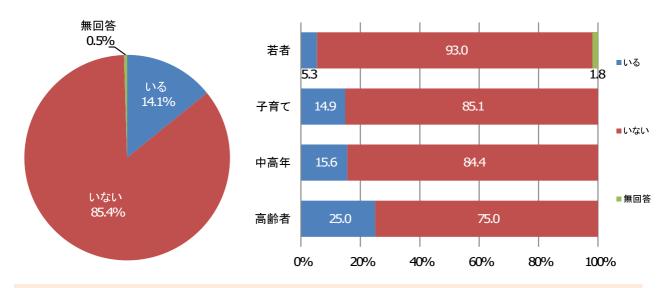
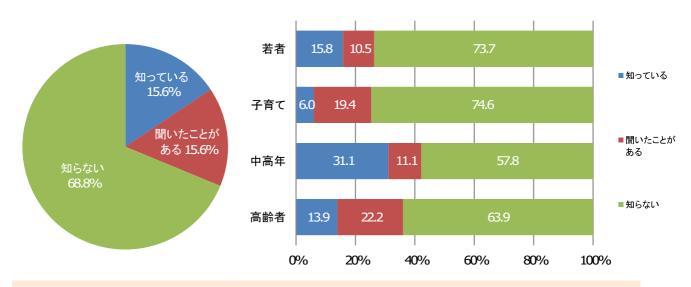
<建設業の週休2日について>

■問1 自身や家族が建設業に従事している、もしくはしていたかどうか (n=205)

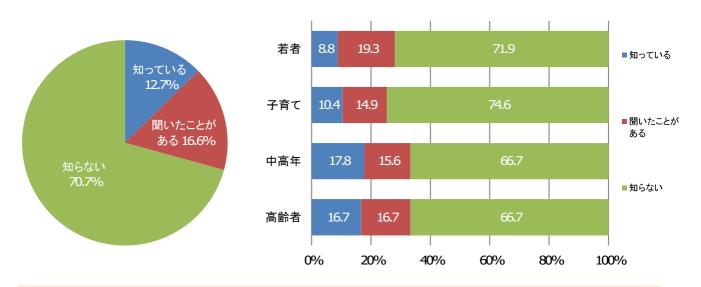


- 自身や家族が建設業に従事している、もしくはしていたかどうかについては、「いる」が約1割となっています。
- 世代別にみると、世代が高くなるにつれて「いる」の回答割合が高くなっています。
- ■問2 公共工事の建設現場における完全週休2日※1と週休2日※2の定義の認知度 (n=205)
 - ※1 完全週休2日:全ての土・日・祝日を現場閉所すること
 - ※2 週休2日:曜日などを問わず、月に8日の現場閉所(4週8休)すること



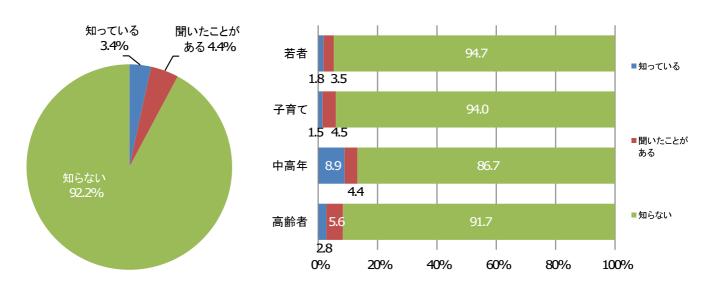
- 公共工事の建設現場における完全週休2日と週休2日の定義の認知度については、『少しは知っている』(「知っている」 と「聞いたことがある」の合計)が約3割となっています。
- 世代別にみると、若者・子育ての約3割、中高年・高齢者の約4割が『少しは知っている』と回答しています。

■問3 公共工事では建設業の働き方改革として、週休2日工事を進めていることの 認知度 (n=205)



- 公共工事では建設業の働き方改革として、週休2日工事を進めていることの認知度については、『少しは知っている』 (「知っている」と「聞いたことがある」の合計)が約3割となっています。
- 世代別にみても、全ての世代で約3割が『少しは知っている』と回答しています。

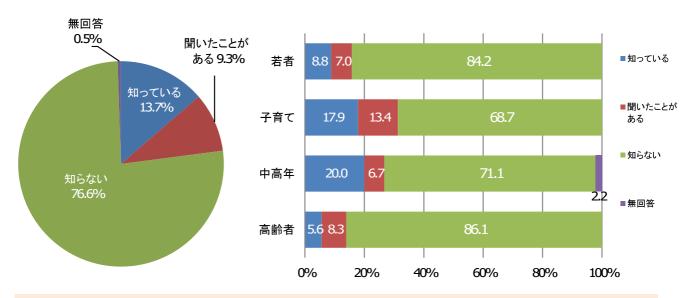
■問4 静岡県内の公共工事における第2、第3、第4土曜日を一斉休工にする取り組み(ふじ丸デー)の認知度 (n=205)



- 静岡県内の公共工事における第2、第3、第4土曜日を一斉休工にする取り組み(ふじ丸デー)の認知度については、「知らない」が約9割となっています。
- 世代別にみても、全ての世代で「知らない」が約9割となっています。

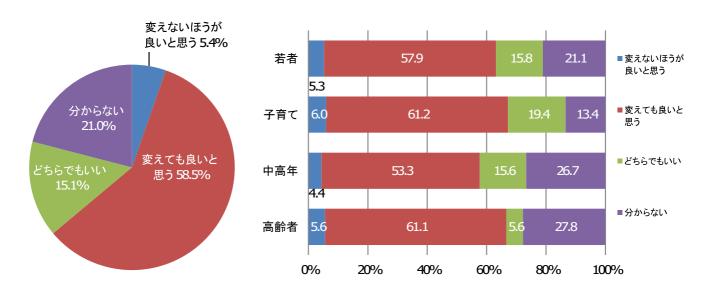
■問5 令和6年4月から建設業においても法定労働時間※1を超える時間外労働※2 は罰則付きの上限規制の対象となることの認知度 (n=205)

- ※1 法定労働時間:原則として1日8時間、週40時間
- ※2 法定労働時間を超える時間外労働:原則として月45時間かつ、年360時間



- 令和6年4月から建設業においても法定労働時間を超える時間外労働は罰則付きの上限規制の対象となることの認知度については、『少しは知っている』(「知っている」と「聞いたことがある」の合計)が約2割となっています。
- 世代別にみると、若者の約2割、子育で・中高年の約3割、高齢者の約1割が『少しは知っている』と回答しています。

■問6 浜松市の公共工事における建設業の柔軟な働き方の検討のため、工事の状況に合わせて1日の考え方を変えることをどう思うか (n=205)



- 浜松市の公共工事における建設業の柔軟な働き方の検討のため、工事の状況に合わせて1日の考え方を変えることをどう思うかについては、「変えても良いと思う」が約6割と最も多い回答となっています。
- 世代別にみても、全ての世代で「変えても良いと思う」が最も多い回答となっています。